

# 『住宅のバリアフリー改修』に伴う固定資産税減額措置

～廊下の拡幅や段差解消などの改修工事を行った場合、固定資産税を減額します～

令和8年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅を対象に、※翌年度分の固定資産税額の3分の1相当額を減額します。【床面積の100㎡までを限度】

※改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税

## <対象要件>

【住宅】 ※次の要件をすべて満たす住宅

- ・ 新築された日から10年以上を経過した住宅
- ・ 改修後の住居部分の床面積が、50㎡以上かつ280㎡以下で、当該家屋の床面積に対して2分の1以上あること
- ・ 貸家(アパート等)の場合は、その所有者が居住する部分を有すること

【居住者】 ※次のいずれかの方が居住する住宅

- ・ 65歳以上の方 ※改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日)における年齢が65歳以上の方
- ・ 「要介護」または「要支援」の介護認定を受けている方
- ・ 障害の認定を受けている方

## 【工事内容】

次の改修工事【※詳細は裏面】のうち、補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床表面の滑り止め

補助金等とは…介護保険法による居宅介護住宅改修費の給付や介護予防住宅改修費の給付又は障害者住宅改修費の給付などの国や地方公共団体からの補助金等をいいます。

## <申請方法>

改修工事完了後、3ヶ月以内に下記の書類を資産税課 家屋グループへ提出してください。

※申請が改修工事完了日から3ヶ月を経過した場合は、減額が受けられない場合があります。

- ① 高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額申告書(様式第113号の4)
- ② 工事費用を支払ったことを確認できる領収書
- ③ 改修工事に係る明細書
- ④ 当該改修工事が行われた個所(改修前及び改修後)を撮影した写真
- ⑤ 介護保険法に規定する被保険者証の写し ※⑤～⑦は該当者のみ
- ⑥ 「障害者手帳」等の写し
- ⑦ 補助金等を受けた場合は、その金額がわかる書類の写し

## <注意事項>

「省エネ改修による減額」との併用は可能ですが、「耐震改修による減額」との併用はできません。

問い合わせ先:磐田市 企画部 資産税課 家屋グループ 電話:0538-37-4809

※所得税の特別控除については、磐田税務署(☎0538-32-6111)までお問い合わせください。

## <バリアフリー改修工事の内容>

- ① 介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口の幅を拡張する工事
- ② 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)または改良によりそのこう配を緩和する工事
- ③ 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 入浴またはその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
  - (2) 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り換える工事
  - (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入を容易にする設備を設置する工事
  - (4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、または同器具に取り換える工事
- ④ 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 排泄またはその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
  - (2) 便器を座便式のものに取り換える工事
  - (3) 便座式の便器の座高を高くする工事
- ⑤ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- ⑥ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事  
(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)
- ⑦ 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 開き戸を引き戸、折れ戸等に取り換える工事
  - (2) 開き戸のドアノブをレバーハンドル等に取り換える工事
  - (3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- ⑧ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り換える工事